沖縄県立芸術大学スタッフ・ディベロップメント(SD)推進委員会規程

令和3年4月22日 沖芸大規程第89号

(目的)

第1条 沖縄県立芸術大学(以下「本学」という。)における、研究活動等の適切かつ 効率的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を修得させ、並びにその能 力及び資質を向上させるための研修の機会を設け、その他必要な取組を行うため、 本学に沖縄県立芸術大学スタッフ・デイベロップメント(SD)推進委員会(以下「委 員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 大学におけるSDの推進計画に関すること。
 - (2) 大学におけるSDの実施に関すること。
 - (3) その他SD活動に関する事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 事務局長
 - (3) 総務課長
 - (4) 教務学生課長
 - (5) 学長が必要と認める教職員

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

(会議)

- 第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決 するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、 その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、事務局総務課において処理する。

附 則(令和3年4月22日学長決裁)

この規程は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。